

# 西郷村いじめ防止基本方針

令和8年7月 改定

西郷村・西郷村教育委員会



|                                |    |
|--------------------------------|----|
| はじめに                           | 1  |
| 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 | 1  |
| 1 西郷村いじめ防止基本方針策定の目的            | 1  |
| 2 村のいじめ防止対策の基本理念               | 1  |
| 3 いじめの定義                       | 2  |
| (1) いじめの理解                     | 2  |
| (2) 具体的ないじめの態様                 | 3  |
| 4 いじめの防止等に関する基本的考え方            | 3  |
| (1) 教育委員会におけるいじめ防止のための平時からの備え  | 3  |
| (2) いじめの防止                     | 3  |
| (3) いじめの早期発見                   | 4  |
| (4) いじめへの対処                    | 4  |
| (5) 家庭や地域との連携                  | 4  |
| (6) 関係機関との連携                   | 4  |
| 第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項     | 5  |
| 1 いじめの防止等のために村及び村教育委員会が実施する施策  | 5  |
| (1) 福島県いじめ問題対策等支援運営協議会との連携     | 5  |
| (2) 西郷村いじめ等防止対策委員会             | 5  |
| (3) 村及び村教育委員会におけるいじめ防止等のための取組  | 6  |
| (4) その他の事項                     | 8  |
| 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策        | 9  |
| (1) 学校いじめ防止基本方針の策定             | 9  |
| (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置  | 9  |
| (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置        | 10 |
| 3 重大事態への対処                     | 12 |
| (1) 調査を要する重大事態                 | 12 |
| (2) 重大事態への対処における基本的な姿勢         | 13 |
| (3) 重大事態の報告                    | 13 |
| (4) 調査の趣旨及び調査主体                | 13 |
| (5) 調査を行う組織                    | 14 |
| (6) 事実関係を明確にするための調査の実施         | 14 |
| (7) その他留意事項                    | 17 |

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| (8) 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明 | 17 |
| (9) 重大事態調査の進め方                | 21 |
| (10) 調査結果を踏まえた対応              | 24 |
| (11) 調査結果の報告を受けた村長による再調査及び措置  | 25 |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 | 26 |
|------------------------------|----|

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| いじめ重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト | 27 |
|-----------------------------|----|

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え | 27 |
|------------------------------|----|

|                      |    |
|----------------------|----|
| 【チェックリスト②】重大事態発生時の対応 | 29 |
|----------------------|----|

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明 | 30 |
|-------------------------------------|----|

|                      |    |
|----------------------|----|
| 【チェックリスト④】重大事態調査の進め方 | 34 |
|----------------------|----|

|                      |    |
|----------------------|----|
| 【チェックリスト⑤】調査結果の説明・公表 | 36 |
|----------------------|----|

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめは、人間として決して許される行為ではない。いじめられている児童生徒がいる場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童生徒にはその行為を許さず、毅然とした態度で指導していく必要がある。

いじめを防止するためには、村民全員が児童生徒のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、児童生徒自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。

そこで、西郷村は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「西郷村いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定する。

この「基本方針」では、いじめの防止等の取組を村全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての児童生徒の健全育成及びいじめのない社会の実現を方針の柱とする。

西郷村立小中学校においては、「基本方針」が求める村教育委員会の取組等、村が実施する施策を参酌して、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処する。

＊ いじめの防止等のための対策については、「法」の施行後3年を目安として検討が加えられ、平成29年3月14日、「国の基本方針」が改定されるとともに、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定される等、その見直しがなされた。

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 西郷村いじめ防止基本方針策定の目的

基本方針は、基本理念及びいじめの定義のもと、いじめの問題への対策を、村民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く村全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、児童生徒の健全育成を図り、いじめのない西郷村の実現を目指すことを目的とする。

### 2 村のいじめ防止対策の基本理念

西郷村においては、以下の村民憲章を掲げるとともに、西郷村第4次総合振興計画において「自らを高め、共によりよく生きるむらづくり」を進めている。そこでは、命、豊かな人間性、助け合いや思いやりの心等を大切にすることを目指している。また、村教育委員会においては、教育理念として「自立と共生」を掲げ、未来を担う人材の育成と本村教育の進展に努めている。

＜西郷村民憲章＞

- 1 ゆたかな自然環境 恵まれた水資源を大切にまもりましょう
- 1 若人の良い個性を生かし 活力ある村をつくりましょう
- 1 家庭と人のいのちを大切にまもりましょう
- 1 愛情ゆたかな福祉の村を大きくつくりましょう
- 1 教養を高め村の文化と伝統を大切にまもりましょう

### 3 いじめの定義

#### いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

- \* 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- \* 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

#### (1) いじめの理解

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ② 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- ③ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ④ 児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、村民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動することが必要である。
- ⑤ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。
- ⑥ インターネット上やSNSでの誹謗中傷など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応を取ることが必要である。
- ⑦ 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行う。
- ⑧ 特に配慮が必要な児童生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
  - ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒
  - イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
  - ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
  - エ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

## いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

### (2) 具体的ないじめの態様

- 冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- インターネットやSNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

## 4 いじめの防止等に関する基本的考え方

### (1) 教育委員会におけるいじめ防止のための平時からの備え

各学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し、状況の把握を行う体制を整える。

重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う。

保護者との情報共有が必要な場合には、教育委員会が直接説明・調整を行う。

学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切な助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られるようにしておく。

重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示しておく。

重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、村長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門的知識及び経験を有する者等が所属する職能団体等との連携体制を構築するとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行う。

### (2) いじめの防止

- ① 学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。また、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目してその改善を図り、全ての児童生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。
- ② 家庭・地域においては、「自分を大切にし、他の人を思いやる」を合い言葉に、善悪の判断や正義感、思いやりの心を育む教育に取り組む。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、日頃から悩み等を相談できる雰囲気づくりに努める。

- ③ 村と村教育委員会は、人づくりの原点は家庭を基本として「みんなで見守り、みんなで育む」を合い言葉に、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携を推進する。また、いじめの問題への取組の重要性について村民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

### (3) いじめの早期発見

- ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- ③ 学校や村教育委員会は、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることに努める。
- ④ 保護者は、家庭において、日頃から子どもにいじめの兆候がないか留意するとともに、その状況の把握に努める。

### (4) いじめへの対処

- ① 学校は、いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談など、事案に応じ、関係機関との連携を図る。
- ② 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、研修等を実施して理解を深めておく。また、学校は、組織的な対応を可能とするような体制整備を行う。

### (5) 家庭や地域との連携

- ① 学校は、社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携を推進する。
- ② 学校は、PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進する。
- ③ 学校は、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (6) 関係機関との連携

- ① 学校や村教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、都道府県私立学校主管部局等を想定）との適切な連携が必要となる。また、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。
- ② 教育相談については、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携する。

## 第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために村及び村教育委員会が実施する施策

#### いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

#### (1) 福島県いじめ問題対策等支援運営協議会との連携

いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項の規定を踏まえ、福島県いじめ問題対策等支援運営協議会との連携を推進する。

#### (2) 西郷村いじめ等防止対策委員会

① いじめによる児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害を生じるなどの重大な事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査、情報の提供、学校が調査を行う場合に必要な指導及び支援を行うため、条例の定めるところにより、法第14条第3項の規定に基づく村教育委員会の附属機関として西郷村いじめ等防止対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

② 委員会は、専門的知識及び経験を有する者で構成し、また当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

③ 委員会は、以下の機能を有するものとする。

ア 村教育委員会の諮問に応じ、専門的知見から、いじめ防止のための有効な対策について審議・検討を行うこと。

なお、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態は以下のとおり。

また、重大事態に関して、用語の定義を以下のとおりとする。

○対象児童生徒：「いじめにより重大な被害が生じた」疑い又は「いじめにより不登校を余儀なくされている」疑いがある児童生徒

○関係児童生徒：対象児童生徒といじめの事実確認のための、いじめを行った疑いのある児童生徒その他重大事態に何らかの関りのある児童生徒

- A 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
  - B 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
  - C これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態
  - イ 学校におけるいじめの事案について、村教育委員会が学校からの報告を受け、法第24条に基づく調査を行う場合に、必要に応じて専門的知見から助言を行うこと。
- ④ 村教育委員会が、法第28条1項に基づき、重大事態に係る調査を行うこととなった場合には委員会において調査を行うものとする。

#### **いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）**

（学校の設置者による措置）

第24条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

＊ この場合、「学校の設置者」は教育委員会をいう。

#### **いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）**

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

### **(3) 村及び村教育委員会におけるいじめ防止等のための取組**

#### **① いじめの未然防止**

##### **ア 人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実**

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実に努める。また、西郷村子ども宣言、西郷村子育て宣言の積極的な実践を促すための啓発に努める。

##### **イ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発**

いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

##### **ウ 人権教育強化月間**

児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、9月を「人権教育強化月間」とする。

##### **エ いじめの防止等に関する研修の実施**

教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

## オ 関係機関との連携

インターネット上のいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずるとともに、刑法の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得るなど、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを、児童生徒に対して具体的に理解させる。

また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

## カ 障がいに対する理解の促進

障がいの有無などによる分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合うことを目指し、交流及び共同学習などを通して障がいに対する理解の促進を図る。また、西郷地区特別支援連携協議会の充実を図り、障がいのある幼児・児童・生徒に対する適切な支援や指導を充実させる。

## キ 各学校における取組状況の点検

各学校におけるいじめの実態把握及び防止等のための取組等について、定期的に報告を求め、取組状況を点検するとともに、必要に応じて、学校における取組の充実を促すなど、適切に指導・助言する。

## ② いじめの早期発見

ア いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

イ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

## ③ いじめへの対処

### ア いじめに対する措置

○ 村教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

○ 村教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

### イ 学校における指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

○ いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。

○ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要な

ものが含まれる。これらについては、村教育委員会が学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

#### ④ 教育相談体制の整備・充実

ア 村教育委員会は、いじめに関する相談・通報の窓口を設置するとともに、村教育委員会以外の相談機関の紹介も含めた周知を図り、児童生徒及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

イ いじめ防止等の対策が適切に行われるよう、学校における児童生徒指導体制の充実に向けた教員等の配置、いじめを含む教育相談に応じるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援員の配置等を行う。

#### ⑤ 家庭や地域、関係機関との連携

ア 地域の住民が自らの知識や経験を生かす場を広がるよう努め、青少年健全育成村民会議、学校支援地域本部、学校安全見守り隊等、地域の方々のボランティア等の協力のもと地域全体で学校教育を支援する体制づくりを促進し、地域ぐるみによる学校支援を促進する。

イ 関係機関との連携体制を強化し、保護者が子育てに関するさまざまな知識や情報を得ることで、正しい子育てのあり方等について学習する機会の充実を図るとともに、大人が子どもとの関わりを充実させる取組を推進する。

ウ 保護者に対して、家庭教育に関する効果的な情報を提供するとともに、保護者が子育てに関する意欲を高め、自信を持って役割を果たせるよう、関係機関との連携を深めながら、子育て・家庭教育支援を推進するための体制づくりに努める。

エ 連合PTAの活動に対する支援等により、各学校のPTAが行う学校と家庭の連携による家庭教育に関する取組を促進する。

#### ⑥ 留意点

＊１ 村教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

＊２ 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

#### (4) その他の事項

本村は、当該基本方針の策定から３年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。加えて、村教育委員会は、学校基本方針について策定状況を確認し、公表する。

## 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ① 各学校は、法第13条の規定に基づき、国基本方針、村基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。
- ② 学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。
- ③ 基本方針を策定するに当たっては、検討する段階からの保護者や地域の参画が、策定後の学校の取組を円滑に進めていく上で有効となる。
- ④ 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、基本方針の策定に際して意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- ⑤ より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すことを明記する。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

#### ① 学校に置く組織

学校は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に基づき、対策の中核となる常設の組織を置くものとする。

学校においては、実情に応じて、既存の組織を法に基づく組織として機能させることや、必要に応じ、関係する教員や心理、福祉等に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーその他の関係者を追加することなど、柔軟に対応する。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### ② 組織の役割

- 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに関する情報があつた場合には緊急会議を開き、いじめ情報の迅速な共有、

関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

＊ 「重大事態の調査」（後述）のための組織の母体ともなり得る。

### ③ 留意事項

- 学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を担う役割が期待される。
- いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。
- 法第22条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効である。
- 組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。
- 第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。（重大事態への対処については、後述「3 重大事態への対処」に詳述。）

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、村教育委員会と連携して、国基本方針別添2に示された「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」等を参考に、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

#### ① いじめの未然防止

ア いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図るとともに、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

イ 未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

ウ 児童生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとら

われることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

エ 指導に当たっては、児童生徒がいじめの問題を主体的に捉えることができる取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象になり得ることを理解させる。

オ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

カ 校内外において児童会・生徒会が主体となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や相談箱を設置して児童生徒同士で悩みを聞き合う活動など、いじめの防止等における取組を推進する。

キ それぞれの学校の取組を紹介するなど、他校の実践のよさに触れ、学び合いながら、更に児童生徒の主体的な取組を推進する。

## ② いじめの早期発見

ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。

イ 教職員は、日頃から児童生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。

ウ 学校は、定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

エ 学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

オ 児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

カ 児童生徒からの相談や聞き取りについては、児童生徒が希望する教職員、スクールカウンセラー等が対応できる体制の構築に努める。

## ③ いじめに対する措置

ア いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対して当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。

イ 被害児童生徒を守り通すことを第一とするとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。特に、保護者に対しては、誠意ある対応に心がけ、説明責任を果たす。

ウ 加害児童生徒及びその保護者に対して、必要な指導や支援を継続的に行い、被害児童生徒及びその保護者との関係に配慮する。

エ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

A いじめに係る行為が止んでいること

(被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なく

とも3か月を目安に相当の期間継続していること)

B 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること)

### 3 重大事態への対処

#### (1) 調査を要する重大事態

##### **いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）**

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

- ① 法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ② 法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のケースが想定される。
  - 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- ③ 法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。
- ④ 児童生徒や保護者から、いじめによって重大事態に至ったという申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認で来ていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。
- ⑤ 学校又は村教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

## (2) 重大事態への対処における基本的な姿勢

教育委員会及び学校は、以下の視点をもちながら取り組む。

- 調査には真摯な態度で取り組むこと
- 公平・中立に調査を行うこと（調査体制の構築を含む）
- 多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにすること
- 事実関係を基に教育委員会及び学校の日頃のいじめ防止等の対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があったかについて検証し整理すること
- 具体的かつ実効性のある再発防止策を検討すること

重大事態は、事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、「疑いが生じた」段階で調査を開始しなければならない。

たとえ、対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、教育委員会及び学校は、可能な限り自らの対応をふり返り、検証することが必要となる。それが再発防止につながり、または新たな事実が明らかになる可能性があるためである。したがって、対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、決して自らの対応を検証することを怠ってはならない。

いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

（具体例）

- 傷害（刑法第204条）感情を抑えきれずに、ハサミ等の刃物で同級生をけがさせる。
- 恐喝（刑法第249条）脅して、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
- 窃盗（刑法第235条）靴や教科書等の所持品を盗む。
- 強要（刑法第223条）ゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
- 名誉毀損（刑法第230条）、侮辱（刑法第231条）インターネット上に実名をあげて、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

また、重大事態の調査は、対象児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部的に明らかにしないまま行うことも可能であり、教育委員会及び学校は、対象児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を検討・工夫しながら調査を進める。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。

## (3) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに村教育委員会に報告する。報告を受けた村教育委員会は重大事態の発生を村長に報告する。また、村教育委員会は、教育長はもとより、教育委員にも重大事態が発生した旨を説明する。

## (4) 調査の趣旨及び調査主体

- ① 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。
- ② 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、

村教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ③ 学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、村教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、村長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る（例えばアンケートの収集などの初期的な調査を学校又は村教育委員会が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる）。

#### **いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）**

（いじめに対する措置）

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

#### **(5) 調査を行う組織**

- ① 学校の重大事態について村教育委員会が調査を行うときは、第2の1の(2)により設置される「西郷村いじめ等防止対策委員会」が当該重大事態に係る事実関係の調査、情報提供、学校が調査を行う場合の必要な指導及び助言を行う。
- ② 当該調査を行う組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

#### **(6) 事実関係を明確にするための調査の実施**

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と村教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

##### **① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合**

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴きとるとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

イ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止

める。

ウ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

エ これらの調査に当たっては、教職員向け手引きを参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、村教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

### ② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

ア 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

イ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

### ③ 自殺の背景調査における留意事項

ア 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

イ いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月子供の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は村教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

- 詳しい調査を行うに当たり、学校又は村教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。

- 調査を行う組織については、いじめ問題対策連絡協議会の会長が、西郷村いじめ問題調査委員会の委員又は事案に応じて適任と思われる委員を選出し、委員として充てることで公平性・中立性を確保する。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響につい

ての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

- 学校が調査を行う場合においては、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、村教育委員会の適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があるので踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

#### **WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言（一部抜粋）＜ネット情報より＞**

○一般的に自殺をどのように報告すべきなのか

自殺の報道をする際に特別に注意すべき点は以下のようなものである：

- ・ 統計学は注意深く、そして正確に説明されなくてはならない。
- ・ 確実に信頼性の高い情報源が使われるべきである。
- ・ 時間の制約がたとえあったとしても、即興的なコメントは注意深く用いられなければならない。
- ・ 少数例に基づいて物事を一般化する場合には、特別な注意を要する。そして、「自殺の流行」、もしくは「世界で最も自殺率の高い場所」といった表現は避けるべきである。
- ・ 自殺行動を、「社会的あるいは文化的な変化や退廃に対応する理解可能な反応」などと報道することは差し控えるべきである。

○特殊な自殺をどのように報道するのか

報道の際に、以下の点を心に留めておくべきである。

- ・ 自殺の扇情的な報道は、特に著名人が関わっているような時は注意深く避けるべきである。報道は出来る限り最小限度に抑えるべきである。著名人が抱えてきたであろうあらゆるメンタルヘルスの問題もまた、認識されるべきである。過大な表現を避けるために、あらゆる努力がなされるべきである。死亡した人や使われた手段、そして自殺現場の写真は使用すべきでない。第一面の見出しという位置は、自殺報道に関して断じて望ましくない。
- ・ 使われた手段と、どのようにその手段を手に入れたのかということについての詳細な記述は避けるべきである。自殺のメディア報道は、自殺の頻度よりも利用される自殺手段に関してより大きな影響を与えることが先行研究によって示されている。ある種の場所（橋、崖、高い建物、鉄道など）は、古くから今に至るまで自殺と関連しており、知名度が加わることでより多くの人たちがそれらを利用しようとする危険性を増大させる。
- ・ 自殺は、説明のつかないものとして報道されるべきではなく、あるいは単純な形式にでもって報道されるべきではない。自殺は、決して一つの要因または出来事から生じる結果ではない。自殺は通常、精神や身体の病気、物質乱用、家族機能の障害、対人関係の葛藤、そして生活上のストレスなど多くの要因による複雑な相互作用によって引き起こされる。さまざまな要因が自殺の原因となることを認識することが大切である。
- ・ 自殺は、破産や試験の失敗、あるいは性的虐待のような個人的な問題への対処方法として描写されるべきではない。
- ・ 報道は、遺族と他の遺された人々が被る偏見と心理的苦痛といった、自殺による衝撃について配慮

すべきである。

- ・ 殉難者として、そして公衆の賛美の対象として自殺者を美化することは、影響を受けやすい人たちに対して社会が自殺行動を支持していると示すことになりかねない。そのようなことをする代わりに、自殺者に対する哀悼を強調すべきである。
- ・ 死に至らなかった自殺未遂がもたらした身体的影響（脳の障害や麻痺など）を記述することは、自殺の抑止につながるかもしれない。

## (7) その他留意事項

- ① 法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。
- ② 事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用やいじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応をする。
- ③ 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。

村教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めると共に、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## (8) 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

※ 「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版文部科学省）に基づく。

### 【事前説明を行うにあたっての準備】

対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行う。

どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理する。

説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決める。

説明時の録音の有無について確認をする。

説明の場の設定や説明者の人数等について、児童生徒の状況に配慮して決める。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行う。

### 【対象児童生徒・保護者への説明事項】

調査実施前の説明は、いじめ重大事態に当たると判断した後、速やかに説明・確認する事項と、調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項について、2段階に分けて行う。

#### ① いじめ重大事態に当たると判断した後、速やかに説明・確認する事項

ア 重大事態の別・根拠

法で定義されている重大事態について説明をする。

法第28条第1項各号のいずれに該当するののかということや法に基づき、調査を行うことになることなど、根拠を示しながら説明する。

重大事態として認めた時期や村長に対して、発生報告を行っていることを説明する。

イ 調査の目的

重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接的な目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであることを説明する。

関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明する。

ウ 調査事項の確認

調査主体側で把握している事案と対象児童生徒・保護者が認識している事案に齟齬がある可能性もあることから、調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認を行う。

児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求める。

エ 調査方法や調査対象者についての確認

対象児童生徒・保護者から調査方法について要望があるか確認を行う。また、実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認を行う。

調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明する。

対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと要望している場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聞く。

関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明する。

オ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

対象児童生徒・保護者との窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明する。

② 調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項

ア 調査の根拠、目的

調査の根拠、目的について説明する。

イ 調査組織の構成

調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介する。

特に、公平性・中立性が確保された組織であることを説明する。

ウ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示す。

実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明する。

定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め対象児童生徒・保護者に対して説明する。

#### エ 調査事項・調査対象

重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、教育委員会及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、対象児童生徒・保護者に対して説明する。

調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや、児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明する。

調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明する。

調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求める。

#### オ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明する。

事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明する。

#### カ 調査結果の提供

法第28条第2項に基づいて対象児童生徒・保護者に調査結果の説明を行うことが求められており、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて、予め、説明を行う。

調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明する。

関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことも必要であり、予め対象児童生徒・保護者に説明する。

調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づいて対応することを説明する。

アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明する。

公表について、教育委員会としての方針について説明を行うとともに、個人情報保護法に基づいて対応することを説明する。

調査票を含む調査に係る文書の保存について、西郷村文書管理規程に準じて行うことや、文書の保存期間を説明する。

#### キ 調査終了後の対応

法に基づいて、調査結果は村長に報告を行うことを説明する。

重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明する。

万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、村長が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明する。

調査報告書について意見等があれば村長に対する所見書を提出することができることを説明する。

### ③ 対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項

ア 重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合  
外部に説明する内容を事前に伝える。

公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得る。

イ 自殺事案の場合

自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得る。

ウ 対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合

保護者を通じて家庭において確認するよう依頼する。

エ 対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合

適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができている教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行う。

オ 対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合

対象児童生徒・保護者が重大事態調査の実施や事案の公表を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明する。

### ④ 関係児童生徒・保護者への説明事項

基本的には、「調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項」について、関係児童生徒・保護者に対しても事前の説明が必要である。調査に関する意見を聴き取る。

調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明する。

関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合には、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接的な目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明し、調査への協力を得られるよう取り組む。

関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合には、法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明する。

## (9) 重大事態調査の進め方

### ① 調査の進め方についての事前検討

調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図る。

文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告する。

### ② 調査全体の流れ

- ア 学校の調査組織において調査の進め方、スケジュールの決定
- イ 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認
- ウ 対象児童生徒・保護者からの聴き取り
- エ 聴き取りやアンケート調査等の実施
- オ 事実関係の整理
- カ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
- キ 報告書の作成、取りまとめ

### ③ 重大事態調査における留意事項

重大事態調査の途中で対象児童生徒・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

調査組織の構成員等に対して、誓約書を書いてもらうなどにより守秘義務を課すとともに、調査で収集した情報の管理・保管方法等に留意する。

自殺の場合、他の児童生徒に対して自殺であることを伝える必要が生じる。伝え方については学校で統一する。

### ④ 聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明

聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明する。

重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明する。

調査対象者に対して、実施前に丁寧な説明を行う。

聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明する。

法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明する。

調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明する。

聴き取り調査で録音機器を活用する際は、録音機器の使用について同意を得るとともに、調査以外では聴き取り内容を活用しないことを説明する。

聴き取り相手に対しても聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないように協力を求める。

事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残す。

## ⑤ 聴き取り調査の方法及び留意事項

聴き取り体制について、複数人で聴き取ることが必要であるが、大人数で構成すると、児童生徒に威圧感を与えるため避ける。

聴き取り場所や聴き取りの時間帯についても児童生徒やその保護者に配慮して設定する。

## ⑥ 児童生徒を対象としたアンケート調査等を行う場合の留意事項

調査組織において実施方法や範囲、アンケート項目等を検討する。その際、対象児童生徒・保護者の意向を確認する。

調査においては、記名方式とすることが望ましい。無記名方式の場合、その後の聴き取り調査等で事実関係を正確に把握しようとする際、確認できなくなる場合もあることに留意する。

## ⑦ 調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告

調査中は、事実関係や再発防止策等が変化するものであり、調査実施中に説明できる範囲は限られるが、調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明する。

調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、経過報告の中で説明を行う。

聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認する。

### 【調査報告書の作成】

重大事態調査の調査報告書に盛り込む項目、記載内容についての共通事項は以下のとおり

- ① 重大事態調査の位置づけ
- ② 調査の目的、調査組織の構成
  - ア 調査の目的
  - イ 調査期間
  - ウ 調査組織の構成
- ③ 当該事案の概要
  - ア 基礎情報
  - イ 当該事案の概要
- ④ 調査の内容
  - ア 調査方法
  - イ 調査内容
- ⑤ 当該事案の事実経過
  - ア 対象児童生徒の訴え
  - イ 関係児童生徒からの聴取内容
  - ウ 当該事案の事実経過
- ⑥ 当該事案の事実経過から認定しうる事実
- ⑦ 学校及び教育委員会の対応
  - ア 学校の対応について
  - イ 教育委員会の対応について
  - ウ 学校及び教育委員会の対応に関する考察

⑧ 当該事案への対処及び再発防止策に提言

ア 当該事案への対処について

イ 学校及び委員会に対する提言

⑨ 参考資料

⑩ その他

ア 対象児童生徒が自殺している場合

○ 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）

○ 自殺の再発防止・自殺予防のための改善策

上記の2点を共通事項に加えて記載する。

イ 対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合

○ 調査内容や対象児童生徒の状況を踏まえて、学習面・健康面等についての今後の支援方策上記を共通事項に加えて記載する。

⑧ 対象児童生徒・保護者への調査結果の説明

調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭で説明をする。

資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び教育委員会の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。

調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明する。

必要に応じて、個人情報保護法第70条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求める。

重大事態調査結果を村長に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて村長へ提出することが可能であることを説明する。

上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示す。

⑨ いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明

対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明する。

対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行う。

調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝える。

⑩ 個人情報の保護

調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、西郷村情報公開条例（平成15年条例第5号）に照らして適切に判断する。

教育委員会及び学校として、「西郷村情報公開条例に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示する。

## ⑪ 村長への報告及び公表

法に基づいて村長へ調査結果を説明する。

対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明する。

文部科学省に対して重大事態報告書を提供する。

公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、西郷村情報公開条例に基づいて行う。

公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行う。

## (10) 調査結果を踏まえた対応

### ① 対象児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒への指導及び支援

重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象児童生徒が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した生活を送ることができるようになるための支援が必要である。

対象児童生徒が不登校になっている場合は、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。希望によっては、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

教育委員会は、学校の対応を把握し、積極的に指導・助言及び支援に関わる。

いじめを行った児童生徒に対しては、必要に応じて、法に基づくいじめの定義等を説明し、当該児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から指導及び支援を行う。

重大事態調査後も引き続き犯罪に発展するおそれがある場合には、積極的に警察に相談するなど警察と連携して対応する。

### ② 調査報告書で提言された再発防止策の実施

調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

調査報告書で提言された再発防止策については、教育委員会の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行う。

教育委員会においては、重大事態が発生した学校での再発防止に限らず、その他の学校においても当該事案を題材として事例研究を行う研修会を開催するなど、同様の事態の発生防止につなげる取組を行う。

### ③ 調査報告後に教育委員会において検討を要する事項

調査後、当該事案への対応において、重大な過失等が指摘される場合や教職員のいじめへの加担等が疑われる場合には、懲戒処分事由に該当する可能性があるため、教育委員会として教職員への聴き取り等を行い、事実確認を行う。

## (11) 調査結果の報告を受けた村長による再調査及び措置

### ① 再調査

ア 上記(9)－⑪の報告を受けた村長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

イ 当該再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### ② 再調査を行う機関の設置

ア 当該「再調査」は、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行う。

イ この附属機関については、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性を図るよう努める。

ウ 村長は、「再調査」についても、村教育委員会又は学校等による調査と同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### ③ 再調査の結果を踏まえた措置等

ア 村長及び村教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

イ 上記の必要な措置としては、指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。

ウ 村長は再調査を行ったとき、その結果を村議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

### **第 3 章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項**

村は、当該基本方針の策定から 3 年の経過を目途として、国・県の動向を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

## 【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

### ●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

| チェックポイント                                                                                                                                                                                   | チェック                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。                                                                                      | <input type="checkbox"/> |
| 実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。                                                                                                         | <input type="checkbox"/> |
| 学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。                                                                                                                                         | <input type="checkbox"/> |
| 学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。<br>・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと<br>・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと<br>・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など                  | <input type="checkbox"/> |
| 校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。 | <input type="checkbox"/> |
| 学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> |
| 「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> |
| 日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。                                                                                                           | <input type="checkbox"/> |
| 様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。                                                                                                                                          | <input type="checkbox"/> |
| 学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。                                                    | <input type="checkbox"/> |
| いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。                                                                                                                    | <input type="checkbox"/> |
| そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> |

●学校の設置者における平時からの備え（p 7～8 参照）

| チェックポイント                                                                                                                                                                                       | チェック                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。                                                                                                   | <input type="checkbox"/> |
| 重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。                                                                                                    | <input type="checkbox"/> |
| 保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。                                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> |
| 学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。                                                                                                     | <input type="checkbox"/> |
| 各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。                                                                                                         | <input type="checkbox"/> |
| 重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。                                                                                                                               | <input type="checkbox"/> |
| 重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。                                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> |
| <b>職能団体等との連携について</b>                                                                                                                                                                           |                          |
| 重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。                                                     | <input type="checkbox"/> |
| 職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。                                                                                                          | <input type="checkbox"/> |
| <b>【公立学校の場合】</b><br>職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。 | <input type="checkbox"/> |
| <b>【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】</b><br>単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。                                     | <input type="checkbox"/> |

## 【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

### ●重大事態の発生報告（p16～17参照）

| チェックポイント                                                                                                                                                                                                                        |                                                               | チェック                     | 日付 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------|----|
| <b>【公立学校】重大事態の発生報告</b>                                                                                                                                                                                                          |                                                               |                          |    |
| 地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。<br>・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長                                                                                                                                                      |                                                               | <input type="checkbox"/> |    |
| 報告内容                                                                                                                                                                                                                            | 学校名                                                           | <input type="checkbox"/> |    |
|                                                                                                                                                                                                                                 | 対象児童生徒の氏名、学年等                                                 | <input type="checkbox"/> |    |
|                                                                                                                                                                                                                                 | 報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること | <input type="checkbox"/> |    |
|                                                                                                                                                                                                                                 | その他（ ）                                                        | <input type="checkbox"/> |    |
| 教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。<br>※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。                                                                                                                                      |                                                               | <input type="checkbox"/> |    |
| 文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。                                                                                                                                                                                                         |                                                               | <input type="checkbox"/> |    |
| <b>【公立学校以外】重大事態の発生報告</b>                                                                                                                                                                                                        |                                                               |                          |    |
| 地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。<br>・国立大学の附属学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長を経由して文部科学大臣<br>・公立大学の附属学校は、当該公立大学法人の学長又は理事長を経由して当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長<br>・私立学校は、当該学校の設置者を経由して当該学校を所轄する都道府県知事<br>・学校設置会社が設置する学校は、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を経由して認定地方公共団体の長 |                                                               | <input type="checkbox"/> |    |
| 報告内容                                                                                                                                                                                                                            | 学校名                                                           | <input type="checkbox"/> |    |
|                                                                                                                                                                                                                                 | 対象児童生徒の氏名、学年等                                                 | <input type="checkbox"/> |    |
|                                                                                                                                                                                                                                 | 報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係        | <input type="checkbox"/> |    |
|                                                                                                                                                                                                                                 | その他（ ）                                                        | <input type="checkbox"/> |    |
| 法人本部において情報を共有し、理事会等を通じて役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行った。                                                                                                                                                                             |                                                               | <input type="checkbox"/> |    |
| 文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。                                                                                                                                                                                                         |                                                               | <input type="checkbox"/> |    |

### ●重大事態発生時の初動対応

#### ◆資料の収集・保存（p18参照）

| チェックポイント                                                |                                               | チェック                     | 日付 |
|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------|----|
| 重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。                           |                                               | <input type="checkbox"/> |    |
| 資料例                                                     | 学校が定期的に実施しているアンケート                            | <input type="checkbox"/> |    |
|                                                         | 教育相談の記録                                       | <input type="checkbox"/> |    |
|                                                         | これまでのいじめの通報や面談の記録                             | <input type="checkbox"/> |    |
|                                                         | 学校いじめ対策組織等における会議の議事録                          | <input type="checkbox"/> |    |
|                                                         | 学校としてどのような対応を行ったかの記録                          | <input type="checkbox"/> |    |
|                                                         | その他（ ）                                        | <input type="checkbox"/> |    |
|                                                         | 学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。 | <input type="checkbox"/> |    |
| 再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができています。 |                                               | <input type="checkbox"/> |    |

#### ◆報道等への対応（p19参照）

| チェックポイント                                          | チェック                     | 日付 |
|---------------------------------------------------|--------------------------|----|
| 報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。 | <input type="checkbox"/> |    |

### 【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

#### ●事前説明等を行うに当たっての準備

##### ◆説明の準備（p25参照）

| チェックポイント                                             | チェック                     | 日付 |
|------------------------------------------------------|--------------------------|----|
| 対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。 | <input type="checkbox"/> |    |
| どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。 | <input type="checkbox"/> |    |
| 説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。                        | <input type="checkbox"/> |    |
| 説明時の録音の有無を確認した。                                      | <input type="checkbox"/> |    |
| 説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。                                | <input type="checkbox"/> |    |

#### ●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

説明日：

##### ◆対象児童生徒・保護者への説明事項

##### 【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】（p26～27参照）

| チェックポイント                                                                                                                                                        | チェック                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| <b>①重大事態の別・根拠</b>                                                                                                                                               |                          |
| 法で定義されている重大事態について説明した。<br>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下1号重大事態）。<br>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下2号重大事態）。 | <input type="checkbox"/> |
| 1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。                                                                                                | <input type="checkbox"/> |
| 重大事態として認めた時期について説明した。                                                                                                                                           | <input type="checkbox"/> |
| 地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> |
| <b>②調査の目的</b>                                                                                                                                                   |                          |
| 本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。                                                    | <input type="checkbox"/> |
| 本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。                                                                     | <input type="checkbox"/> |
| <b>③調査組織の構成に関する意向の確認</b>                                                                                                                                        |                          |
| 調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。                                                                                                               | <input type="checkbox"/> |
| 対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> |
| 職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されと考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。                         | <input type="checkbox"/> |
| 対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。                                                                       | <input type="checkbox"/> |
| <b>④調査事項の確認</b>                                                                                                                                                 |                          |
| 調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。                                                                                                                                  | <input type="checkbox"/> |
| 児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査                                                                                    | <input type="checkbox"/> |

|                                                                                                                                       |                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。                                                                             |                          |
| <b>⑤調査方法や調査対象者についての確認</b>                                                                                                             |                          |
| 調査方法について要望があるか確認した。                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> |
| 実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。                                                                                        | <input type="checkbox"/> |
| 調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。                                                                                           | <input type="checkbox"/> |
| 対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。 | <input type="checkbox"/> |
| 関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。                                    | <input type="checkbox"/> |
| <b>⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介</b>                                                                                                            |                          |
| 窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。                                                                                                              | <input type="checkbox"/> |
| <b>※その他</b>                                                                                                                           |                          |
| 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。                                                                                               | <input type="checkbox"/> |

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

説明日：

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】（p 27～29参照）

| チェックポイント                                                                                                          | チェック                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| <b>①調査の根拠、目的</b>                                                                                                  |                          |
| 調査の根拠、目的について説明した。                                                                                                 | <input type="checkbox"/> |
| <b>②調査組織の構成</b>                                                                                                   |                          |
| 調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。                                                                                      | <input type="checkbox"/> |
| 職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。                                            | <input type="checkbox"/> |
| <b>③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）</b>                                                                                      |                          |
| 対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。                                                                     | <input type="checkbox"/> |
| 実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。                                                       | <input type="checkbox"/> |
| 定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。                                                                                 | <input type="checkbox"/> |
| <b>④調査事項・調査対象</b>                                                                                                 |                          |
| 重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。            | <input type="checkbox"/> |
| 調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。 | <input type="checkbox"/> |
| 調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。                    | <input type="checkbox"/> |

|                                                                                                                              |                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。                                    | <input type="checkbox"/> |
| <b>⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）</b>                                                                                          |                          |
| 重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。                                                                                    | <input type="checkbox"/> |
| 事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。                                                         | <input type="checkbox"/> |
| <b>⑥調査結果の提供</b>                                                                                                              |                          |
| 法第28条第2項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。                                                                                 | <input type="checkbox"/> |
| 調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。                                                                               | <input type="checkbox"/> |
| 関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。                                                                                          | <input type="checkbox"/> |
| 調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。                                               | <input type="checkbox"/> |
| 例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。 | <input type="checkbox"/> |
| 公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。                                                   | <input type="checkbox"/> |
| 調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。                                                                  | <input type="checkbox"/> |
| <b>⑦調査終了後の対応</b>                                                                                                             |                          |
| 法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。                                                                                          | <input type="checkbox"/> |
| 重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。                                                                                   | <input type="checkbox"/> |
| 万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。                                             | <input type="checkbox"/> |
| 調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。                                                                          | <input type="checkbox"/> |

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項（p29参照）

| チェックポイント                                                                                                                                                                                                      | チェック                     | 日付 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----|
| <b>重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合</b>                                                                                                                                                                |                          |    |
| 外部に説明する内容を事前に伝えた。                                                                                                                                                                                             | <input type="checkbox"/> |    |
| 公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。                                                                                                                                                                  | <input type="checkbox"/> |    |
| <b>自殺事案の場合</b>                                                                                                                                                                                                |                          |    |
| 自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。<br>※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。 | <input type="checkbox"/> |    |
| <b>対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合</b>                                                                                                                                                                           |                          |    |
| 保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。                                                                                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> |    |

| 対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合                                                                                         |                          |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--|
| 適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができている教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。 | <input type="checkbox"/> |  |

◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合（p 30参照）

| チェックポイント                                                                      | チェック                     | 日付 |
|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----|
| 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。 | <input type="checkbox"/> |    |

●関係児童生徒・保護者に対する説明等（p 30参照）

説明日：

| チェックポイント                                                                                                        | チェック                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。                                    | <input type="checkbox"/> |
| 調査に関する意見を聴き取った。                                                                                                 | <input type="checkbox"/> |
| 調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。                                                     | <input type="checkbox"/> |
| 関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合                                                                                  |                          |
| 調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。 | <input type="checkbox"/> |
| 関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合                                                                                   |                          |
| 法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。                                 | <input type="checkbox"/> |

## 【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

### ●調査の進め方についての事前検討（p31参照）

| チェックポイント                                                      |                              | チェック                     | 日付 |
|---------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------|----|
| 調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。 |                              | <input type="checkbox"/> |    |
| 確認・検討事項                                                       | 調査の目的・趣旨                     | <input type="checkbox"/> |    |
|                                                               | 調査すべき事案の特定、調査事項の確認           | <input type="checkbox"/> |    |
|                                                               | 調査方法やスケジュール                  | <input type="checkbox"/> |    |
|                                                               | 調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等） | <input type="checkbox"/> |    |
|                                                               | 調査結果の公表の有無、在り方               | <input type="checkbox"/> |    |
|                                                               | その他（ ）                       | <input type="checkbox"/> |    |
| 文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。                                   |                              | <input type="checkbox"/> |    |

### ●調査の実施

#### ◆調査全体の流れ（p31～32参照）

| チェックポイント                                 |                              | チェック                     | 日付 |
|------------------------------------------|------------------------------|--------------------------|----|
| 調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。              |                              | <input type="checkbox"/> |    |
| 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。 |                              | <input type="checkbox"/> |    |
| 確認した事項                                   | 当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料 | <input type="checkbox"/> |    |
|                                          | 学校いじめ防止基本方針                  | <input type="checkbox"/> |    |
|                                          | 年間の指導計画                      | <input type="checkbox"/> |    |
|                                          | 学校に設置される各委員会の議事録             | <input type="checkbox"/> |    |
|                                          | 過去のアンケート、面談記録                | <input type="checkbox"/> |    |
|                                          | その他（ ）                       | <input type="checkbox"/> |    |
| 対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。                  |                              | <input type="checkbox"/> |    |
| 対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。        |                              | <input type="checkbox"/> |    |
| 実施した事項                                   | 教職員からの聴き取り                   | <input type="checkbox"/> |    |
|                                          | 関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査        | <input type="checkbox"/> |    |
|                                          | 学校以外の関係機関への聴き取り              | <input type="checkbox"/> |    |
|                                          | その他（ ）                       | <input type="checkbox"/> |    |
|                                          |                              | <input type="checkbox"/> |    |
| 事実関係を整理した。                               |                              | <input type="checkbox"/> |    |
| 整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。             |                              | <input type="checkbox"/> |    |
| 報告書の作成、取りまとめをした。                         |                              | <input type="checkbox"/> |    |

説明日：

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明（p 32～33参照）

| チェックポイント                                                                             | チェック                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。                                              | <input type="checkbox"/> |
| 重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。                           | <input type="checkbox"/> |
| 聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。                                   | <input type="checkbox"/> |
| 法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。                           | <input type="checkbox"/> |
| 調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。 | <input type="checkbox"/> |
| 聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。   | <input type="checkbox"/> |
| 聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。                                                      | <input type="checkbox"/> |
| 事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。                                                        | <input type="checkbox"/> |

説明日：

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告（p 34～35 参照）

| チェックポイント                                                                                   | チェック                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。                                                       | <input type="checkbox"/> |
| 調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。                                           | <input type="checkbox"/> |
| 聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。 | <input type="checkbox"/> |

## 【チェックリスト⑤】 調査結果の説明・公表

### ●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明（p 39～40参照）

説明日：

| チェックポイント                                                                                                                    | チェック                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。                                                                                                  | <input type="checkbox"/> |
| 資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。               | <input type="checkbox"/> |
| 調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。<br>※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。 | <input type="checkbox"/> |
| 必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。                                                            | <input type="checkbox"/> |
| 重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。                                                 | <input type="checkbox"/> |
| 上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。                                                                                  | <input type="checkbox"/> |

### ●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明（p 40参照）

説明日：

| チェックポイント                                                                               | チェック                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。                            | <input type="checkbox"/> |
| 対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。 | <input type="checkbox"/> |
| 調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。                                                          | <input type="checkbox"/> |

### ●地方公共団体の長等への報告及び公表（p 40・43参照）

| チェックポイント                                                                                                            | チェック                     | 日付 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----|
| 法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。                                                                                          | <input type="checkbox"/> |    |
| 対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。                                                                            | <input type="checkbox"/> |    |
| 文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。                                                                                              | <input type="checkbox"/> |    |
| 公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。 | <input type="checkbox"/> |    |
| 公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。                                                               | <input type="checkbox"/> |    |